

令和 8 年度（2026 年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

【C 日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題 1

代理母出産における親子関係をめぐる判例には最二決平成 19 年 3 月 23 日（民集 61 巻 2 号 619 頁）があるが、これが外国で発行された依頼者カップルを親とする出生証明書にもとづく出生届の受理を争ったものであるのに対し、本問は、日本国内での出産で、出生証明書の親も代理母となっているものである。平成 19 年決定は、「民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容の外国裁判所の裁判は、我が国の法秩序の基本原則ないし基本理念と相いれないもの」と判示したが、本件においても、役所の対応は、あくまで出産した女性を母とし、その夫を父と推定する民法の規定を適用したものである。

これに対して、依頼者カップルは、血縁を重視して、血のつながった「実の子」を「実子」と戸籍に記載することを求めている。これは、自分たちの子を産み育てるという権利（リプロダクティブ・ライツ）とは区別された、国によって親子関係を認められる（公証される）利益、あるいは、実の子との親子関係を否定されない利益といえる。また、代理母とその夫は、その子を育てる気はない。つまり、この民法の規定を代理母出産に画一的に適用した扱いは、子を育てる気のない者を親とし、血縁のある者を親としない（特別養子縁組によって養親にはなれる）ことになるが、子の福祉の観点からこの問題をどう考えるか。また、民法は戸籍と血縁の不一致を許容しているとはいえ、届出が虚偽であることが明らかな場合は職権での戸籍記載・訂正ができることとの整合性が問題となる（戸籍法 45 条、103 条）。代理母出産が違法行為であれば、それによって生まれた子との親子関係を認めることができないというのは一理あるが、現時点においては法律で禁じられているわけではない。

問題 2

事情判決の法理とは、議員定数不均衡訴訟において用いられてきたものであり、判決文で違憲を宣言するにとどめ、その選挙そのものは無効としない手法である。行政事件訴訟法 31 条に、処分の取消により公の利益に著しい障害を生ずる場合に違法を宣言するにとどめる事情判決の定めがあるが、公職選挙法 219 条 1 項に、これは選挙訴訟に準用しないとされているので、選挙全体を無効とすることの影響の大きさを考慮し、事情判決の「法理」を用いている。